

2017年度（第59回）日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 競技規定

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

期日：6月20日(火)21日(水)22日(木)23日(金)
場所：奈良国際ゴルフ倶楽部
TEL. 0742-45-4101
〒631-0845 奈良県奈良市宝来5-10-1
後援：スポーツ庁
JGAオフィシャルスポンサー：NEC

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：

6月20日(火)	第1ラウンド	18ホール・ストロークプレー
6月21日(水)	第2ラウンド	18ホール・ストロークプレー
36ホールを終わり、60位タイまでの者が第3ラウンドおよび第4ラウンドに進出する。		
6月22日(木)	第3ラウンド	18ホール・ストロークプレー
6月23日(金)	第4ラウンド	18ホール・ストロークプレー

※本競技は“36ホール終了”をもって成立とし、4日間で72ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第3ラウンドへの進出者が正式に発表された後に、第2ラウンドまでのスコアが規則6-6d例外に基づいて修正される者や、競技失格、棄権となる者が出了ことにより60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出するプレーヤーは追加しない。
注：「第3ラウンドへの進出者が正式に発表された」時点とは、正式な順位表がインフォメーションボードに掲示された時点、あるいはJGAホームページ上の成績表にカットラインが明示された時点のいずれか早い方の時点を意味する。
4. タイの決定：72ホールを終り1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーOFFを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーOFFが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
5. クラブと球の規格：
 - (1) 適合ドライバー・ヘッドリスト（規則付I(B)1a）を適用する。
 - (2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。
 - (3) 公認球リスト（規則付I(B)1b）を適用する。
6. ゴルフシューズ：正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉄を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。（21項C参照）
7. ドーピング検査の実施：本競技は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技である。本競技参加者は、本競技に参加申込みをした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
また、20歳未満の者については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの同意書を参加申込書と一緒に(公財)日本ゴルフ協会へ提出しなければならない。
本競技参加者は、本競技において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合等には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、（公財）日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。
注：この条件に違反したプレーヤーは競技失格となる。
8. 移動：『規則付I(B)8 移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
9. キャディー：正規のラウンド中、プレーヤーがアマチュア資格を喪失している者をキャディーとして使用することを禁止する。ただし委員会が認めた場合を除く。この条件の違反の罰は『規則付I(B)2』を適用する。

注1：本競技は帶同キャディーの使用を認めていますが、アマチュア資格を喪失している者を帶同キャディーとして使用することは認めています。帶同キャディーを使用するプレーヤーは所定の参加申込書に記入の上申込むこと。

注2：第1ラウンドから第4ラウンドでは3人組、共用のキャディーを原則としていますので、帶同キャディーを使用したプレーヤーを含む組では、帶同キャディーを使用しない同伴プレーヤーは2バッグあるいは1バッグとなります。

10. 競技終了時点： 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。

11. 参加資格： 申込時点で有効のJGA/USGAハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する女子（出生時）アマチュアプレーヤーに参加資格を付与する。

- (1) 各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技による成績上位者 120 人とし、次の各地区割当数に該当する者。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
6人	6人	38人	10人	27人	6人	7人	20人

- (2) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 過去5年間（2012～2016）の優勝者
(3) 2016 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 上位10位
(4) 2016 日本女子オープンゴルフ選手権競技 ローアマチュア
(5) 2016 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 上位5位
(6) 2016 日本ジュニアゴルフ選手権競技 女子15～17歳の部 優勝者
(7) 2016 日本女子学生ゴルフ選手権競技 優勝者
(8) 2016 エスピリットサントロフィー世界女子アマチュアゴルフトーナメント日本代表選手
(9) 2016 国民体育大会ゴルフ競技 女子種別 個人戦1位（タイを含む）
(10) 2017 日本女子アマチュア選手権予選競技通過者
(11) JGA特別承認者

※1 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないプレーヤーと判断するものとする。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当する事が判明したとき
②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

※2 各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技よりの通過者にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し、成績のよいプレーヤーを通過者とする。それでも決まらない場合はマッチングスコアカード方式により決定する。それでもなお、決まらない場合は18番ホールよりのカウントバックとする。なお、18番ホールよりのカウントバックでも決定しない場合は、「当該の委員会によるくじ引き」で決定する。欠場者が生じても次位の者は繰上げない。

※3 (11)のJGA特別承認者については、競技委員会の判断により JGA/USGAハンディキャップインデックスを所持していないとも参加を承認することがある。

※4 JGA女子ナショナルチームの選手（最大6名）が各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技に参加し、(1)の割当数に入った場合、当該選手とは別に(1)の割当数は確保される。

※5 (2)～(9)の資格者が各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)～(9)の資格者を含むものとする。ただし、その資格者がJGA女子ナショナルチームの選手（最大6名）である場合は上記（※4）が優先する。

また(2)～(9)の資格者が(1)の割当数に入らなかった場合は(2)～(9)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。

※6 各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技に参加するプレーヤーは1地区のみを選定し、2地区以上の参加申込み（エントリー）は認めない。これに違反した場合、(1)の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。

12. 賞： 優勝者 JGA杯、文部科学大臣杯 第2位、第3位 メダル

13. 賞状： 優勝者 文部科学大臣賞状

14. 参加申込： ・競技規定11項(1)～(9)、(11)の申込者

参加希望者は、参加料を5月8日(月)以降、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留封筒に同封し、参加料（¥26,000・税込）と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。（イ

ンターネット、電子メール、電話による参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。)

・競技規定 11 項(10)日本女子アマチュア予選通過者

改めての申込みは不要です。ただし、参加申込書以外で参加のために必要となる書類については、JGA からの指示に基づき提出すること。

・送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階

(公財) 日本ゴルフ協会「日本女子アマチュア競技参加申込」係 Tel.03-3566-0003

※持参の場合、月~金（祝祭日を除く）の 9:30 から 17:00 まで受付

送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階

(公財) 日本ゴルフ協会「日本女子アマチュア競技参加申込」係 Tel.03-3566-0003

※持参の場合、月~金（祝祭日を除く）の 9:30 から 17:00 まで受付

15. 申込締切日 : 6月9日（金）午後5時までにJGAへ必着のこと。

締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

16. 参加料 : 26,000 円（消費税含む）

(注)申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。（参加資格を喪失し出場できなかつた場合も含む）

(注)締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込者の負担とする。

(注)予選競技通過者（11 項(10)）は改めての支払いは不要。

17. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2017 年度（第 59 回）日本女子アマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2017 年度（第 59 回）日本女子アマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、（公財）日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

(1) 第 59 回日本女子アマチュアゴルフ選手権（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。

(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3) この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

18. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは（公財）日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかるプレーヤーの肖像権（収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を（公財）日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

19. 指定練習日 : 6月 15 日（木）、16 日（金）、19 日（月）とし、うち一人 2 日間まで利用可とする。（会員並扱い）

20. 記念品 : ネームプレート

21. 注意事項 : A : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や（公財）日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則（付）アマチュア資格規則 2016、参加申込書に付属する『プロテストや QT を受験した経験のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。

B : 申込受付状況に関する情報は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>)

や JGA 携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、

逐次更新いたしますのでご確認ください。

JGA 携帯サイトは右に記載の QR コードからもアクセスできます。



C : パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。

D : 平成 28 年 12 月 13 日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。

このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が拡がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGA ホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。

- 付記：1. 本競技の優勝者に第50回日本女子オープンゴルフ選手権競技（9月28日～10月1日我孫子ゴルフ俱楽部）への参加資格を付与する。
2. 本競技の2位～10位までの者に第50回日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技（8月28日～29日紫カントリークラブすみれコース）への参加資格を付与する。
3. 本競技の優勝者（年齢基準を満たしていた場合）に、第22回日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技（11月16日～17日名古屋ゴルフ俱楽部）への参加資格を付与する。
4. 本競技の上位10位の者に、第60回（2018年開催予定）日本女子アマチュアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。

(注) 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要となる他の参加資格を満たすことを条件とする。